

これはイギリスの社会政策の研究などでは以前から議論のあるところですし、日本でも児童手当の論文などで、手当と税の調整の必要性が論じられることがよくあります。2000年の改正は、たまたま1年前に控除額が10万増額されていたというラッキーな状況があって、その部分で調整が行われたということでしたが、日本で初めてこの調整が実現したという意味では、大変重要な改正だったと思うのです。この改正の議論の過程で、厚生労働省内では、手当と控除について何か踏み込んだ議論は行われたのでしょうか。イギリスやスウェーデンでは、すでに控除をやめて児童手当に一本化する改正を行っていますし、ドイツでは、社民勢力では手当に一本化され、保守政権では控除が復活するなど、政権によって控除と手当の関係に変遷があります。このように外国でも、イギリスやスウェーデンのようにすでに決着している国もありますし、ドイツのようないくらか揺れている国もあると思うのですが、日本の厚生労働省はどういうお考えなのでしょう。

○香取課長 それは何も考えていないと思います。そういう議論があるのは分かっているけれど、自分たちがどっちだということは考えていない。やはり税の話は税の話と考えますし、これは私の理解ですが、日本の税制はすごく特殊なのです。すごく人的控除によっている、非常にキメの細かい人的控除制というのが仕組みされていて、いわば税で面倒を見るという仕組みにかなりなっている。非常に税制が複雑になっているし、ある面、人的控除がいろいろ入り組んで存在している。さらに言えば、その人的控除の制度というのは、暗黙のうちにやはり家族制度を前提としている。

○下夷助教授 そこで言う家族とは、三世代同居家族、家制度的な家族ですね。

○香取課長 世帯主義的なのです。つまり、何でああいうふうになってしまうかということ、日本の税制というのは、基本的には個人単位課税主義です。ところが、実体の生計というのは、世帯単位で構成されているわけでしょう。個人課税主義を貫徹していくと、税金がとれない者がいっぱい出てくる。つまり所得のない者、子供であるとか専業主婦に申告をさせて、0であることを確認して落としていくというのは、基本的にそんなのはやっていられない。同時に、扶養の実体があるのに、個人課税主義で、所得の源泉者たる主たる生計者からだけ税金をとるというスキームは、やはり維持できないわけです。個人課税主義というのと、いわば実体の生計の単位からの課税というのを折衷するためには、家族類型とか、生計単位である世帯類型に見合った、非常に複雑な人的控除制度を組まざるを得なくなるわけです。そこを解かないと、この話は解決しないので、児童手当だけの問題ではないのです。これは配偶者控除然り、特配も然り、全部そうでしょう。

その問題を諸外国はどう解決しているかということ、2分2乗であるとか、フランスのN分のNというやり方とか、ああいう格好で、その稼得によって生活をしている消費者というか、実際にそれを歳出する人間の単位に所得を分解して課税する。どちらかということ支出税的な発想で、分解して

課税するという方法をとっているわけです。あのやり方にならない限り、扶養控除はなくせない。逆に言えば、扶養控除だけなくして、いまの個人単位課税主義を貫徹させたら、税制は壊れてしまう、つまり矛盾してしまうから。扶養控除の話というのは、基本的な個人単位のあの課税のやり方、稼得源泉で一括して課税するというやり方を見直さない限り、扶養控除というのは見直せないのです。

枝葉で付いている、加算で付いている障害者の何とか控除や老人控除のようなものは、別にやめてしまってもかまわない、手当に切り替えてもかまわないのですが、根っこの扶養控除本体はやはり今の状態では飛ばせないのです。結局、何で10万円だけ飛ばすという話になったかという、やはりそこなのです。本体の扶養控除は飛ばせない、税制の基本ロジックにかかわるから。結局、そこまでいくと主税局も乗れないから、そこで冬柴理論が倒れる。「じゃあ、しょうがないから出張しているところは、ここは確かにおまけだから、ここは飛ばしましょう」ということになる。

○下夷助教授 たまたま、前年に増額されていた控除額があったので、うまくその分をつかって調整できたというだけのことですね。

○香取課長 そうです。ここに目をつけたのは誰か、という話があることはあるのですが、これは後の世のお楽しみにしておきます。

○下夷助教授 つまり、根本的なところは議論されていないということなのですね。

○香取課長 そうですね。

○下夷助教授 どうもありがとうございました。

○新保助教授 平成12年1月の審議会の答申の中に、財源のあり方を含めた児童手当のあり方について、一部の委員より反対意見があったということがありますが、これはどういう意見だったのですか。

○香取課長 これは、そもそもおかしいと言うのです。「児童手当とはどういうものかとか、税と税との関係はどうなるかということについて何の議論もしないで、ただこっちから引きはがして、こっちに付けるというのは何の思想性もない。政党問合意でこうなりましたのでやりました。お前ら、どの面下げて諮問を出してくるんだ」、という話です。

○新保助教授 もう1点、3歳以上と未満において、事業主負担が一方に入っていて片方に入っていないということで、これを両方に事業主負担を浅く広く入れようという議論はされたのですか。

○香取課長 されません。そもそも制度骨格を触らないでやるということですから。それって制度をいじるわけでしょう。そんなことを言った瞬間に、何で企業負担が要るんだと、そもそもの基本論になる。基本論をやる気は、我が方にもないし経団連にもないわけです。「上乘せでやりたけれ

ば、あなた方勝手にやってね」と。とは言いながら、当時日経連も、「こういうふうにするんだっ
たら、別に事業主負担なんてもう要らないよね、全部税金でやったらいいんじゃないの」と、嫌味
の1つも言いましたが。

○新保助教授 当然出てくるでしょうね。

○香取課長 彼らもそこは、いまの現状を触らないという限りであれば、議論はそこで、まあいい
という感じです。

○新保助教授 後半の部分についてですが、保育についてパウチャーという話が出てきましたが、
保育についての部分と、全児童対策というのを一緒にするというよりも、分けたほうがやりやすい
という印象をお持ちですか。保育については、多分幼稚園との関係で、事実上契約制の下で、パウ
チャーに近い仕組みは、将来ある程度想像がつくような気がするのですが、それ以外の全児童とい
うことになる、例えば児童館などを使った集いの広場に見られるようなもの、つまり主婦の方た
ちのお子さんがそこにやってくる、一緒にやってくるというものと、一本の仕組みの形。例えば、
保育については点数を少し高めに、時間単価を高くする。一方、集いの広場のようなものについ
ては、比較的安くすることによって、1つの制度でやるということは、あまり意味がない感じもする
のですが。

○香取課長 それでいいのではないですか。はっきり言って、児童館がどうだ、保育所がどうだ、
幼稚園がどうだというのは、事業者の論理ですから。例えば、自営業者の子供を午前中預けるのに、
保育所に預けたっていいわけでしょう。自営業者の子供だから預からない、というのは保育所の論
理ですから。3時間だけの預かりはしませんというのは、彼らの論理でしかない。世の中には、午
前中だけ働いているパートの人もいるわけで、そういう人たちが午前中、週に3日子供を見てもら
いたいと言ったときに、それは例えば児童館の午前中の子育てサークルで見てもらおう、そういうネ
ットワークでやる。あるいは保育所に預ける、あるいは幼稚園に預ける、それは利用者の選択に本
来は任せるべきであって、それはそういう構成をとればいい。

例えば、保育は1時間1,000円です、児童館だと1時間500円ですというのは、それは値決めの
問題ですから、実際のコストなり何なりに合わせて値決めを決めればいだけの話なので、要は子
供を育てている母親、もっと言うと両親ということになると思うのですが、その家庭にとって必要
なサービスを、その家庭の判断で利用できる。もちろん、働いていたりいなかったり、母子家庭で
あったり父子家庭であったりしますから、それぞれニーズの有り様は違いますが、多様な供給を提
供して、本人に選ばせる。それを一定の枠で社会的にサポートするための財源を用意すると考えれ
ば、別に児童館だろうが、幼稚園だろうが、保育園だろうが、ファイナンスを一本にして、1個の

制度で回すということで別にそれは何の問題もないということです。

○新保助教授 その中には、母子保健は外しておくということですか。

○香取課長 いいえ、それも一本化でかまわないと思います。

○新保助教授 例えば母子保健ですと、みんなが1回は行くことになっていますが、もし自由に選ぶということになると、母子保健のサービス自体を利用しないという選択をする可能性があるのかなと思うのですが。

○香取課長 母子保健というのは、6カ月、1年という健診で、健診は今でも来ない者は来ないわけですから。いちばんすごいと思うのは、保健師は必ず家庭に来ます。あれは考えたらすごい。すべての子供の所に、母親の所に行くわけです。子供のいる所に保健師が行って、子供を見て、母親の相談を受けて、というサービスを提供しているわけでしょう。これはなかなかすごいサービスで、まさにそういったものを基幹給付としてむしろ位置づけるべきなのではないですか。

○新保助教授 その場合に、現状では基本的に無料でやっているわけですね。それを先ほどのものと一緒にするということになると、ある程度自己負担を求めることになるのですか。

○香取課長 それは別に無料でもいいではないですか。今でもケアマネジメントはただでしょう、一部負担はとっていません。そういうのは制度設計の問題ですから、どうにでもなるのです。例えば、保育園ではなくて幼稚園に誘導したいと思うのなら、幼稚園の一部負担を安くすればいいわけですし、それはいくらでもできる。こちら側の制度を設計するときどうにでもなることなので、それは基本的なものの考え方を組み立てるときの制約要件にはならない。

○新保助教授 制約要件というふうには考えていないのですが、どういうふうに住組むのが、いちばんイメージに合うのか。つまり母子保健に関することを横に置いた状態で、ほかのことを考えるのか、保育と全児童対策を一緒に考えるのか、それとも別にイメージしていくのか。

○香取課長 別に考える必要はないと、さっきも申し上げたと思います。要するに、今の保育サービスは、基本的にキャリアウーマン対策なのです。その発想をまず変えない限り、このロジックは解けない。つまり、子供を産まないのは働いているからではないですから。働いている人が子供を産まないわけではない。子育ての落とし穴というのは、そこにあるだけではないと、やはり考えないといけないと思います。

○新保助教授 ありがとうございます。

○山崎教授 育児保険論に代表されるように、何らかの拠出制の仕組みができないかということを考えているのです。先ほど香取さんもそのようなことをおっしゃったのですが、どう考えたらいいのですか。

○香取課長 厳密な意味での社会保険である必要はないのですが、本人抛出の構成をとるためには、すべての人にサービスが提供されるというスキームが必要なのです。ある特定の間人だけがサービスを受ける、という構成をとる限りは、本人抛出の構成はとれません。つまり、医療保険でもそうですが、病気になる人はある特定の人なのですが、病気になったらすべての人が利用できる、というスキームが前提になっているから、すべての人がお金を出すという構成がとれる。介護もそうです。要介護になったら、すべての人が給付を受けられるという構成をとっているから、すべての人から保険料がとれる。

同じような意味で考えると、もし子育てということを保険にするのであれば、子供を持った人はすべて給付が受けられる。何がしかのサービスがあるという構成をとらない限り成立しない。だから、今のような保育サービスを前提に構成すると、働いているお母さんからしか金がとれない。こうなります。働くか働かない、子供を産むか産まないというのは本人の選択なので、いわゆる事故性はないですから、そうすると極めて保険には馴染みにくくなる。一種の抛出構成をとるのであれば、ベースになるのは保険のさらにベースになっているコミュニティワークのロジックしかないですね。

子供というのは1人で育てるものではなく、みんなが育てるものだ。あるいは、子育てというのは1人ではできない。必ずいろいろなサポート、行政のサポートや地域のサポート、いわゆる福祉サービス以外の様々の共助の仕組みが必要です。例えば学校がそうです。学校というのは先生が提供する授業だけではなく、子供たちの自主的な集まりもあるだろうしPTAもあるし、いろいろなものがあって子供が育つ。学校とはそういうことを実現しているひとつの場です。学校という場が子供に与えているものはたくさんある。いろいろな面的なかかわりの中で子供は育つ、それを全体としてファイナンスするスキームを作るというロジックが絶対に必要なのです。だから、職域では駄目で、地域でなければ駄目だということになる。個別に選択して利用する、という選択のロジックを前面に出すのであれば、個人が抛出するという構成をとらないと、個人レベルでの給付と負担の考え方にはならない。そういう意味において、利用者、あるいは住民の抛出ということとサービスがリンクする、という形が作られなければいけないということだと思います。

○山崎教授 普遍化する、つまり所得制限もない、利用時の負担も基本的に一律の負担にするためには、やはり抛出制でなければ日本では難しいのではないか。ただ、介護保険のときも議論があったのですが、税を使うから選別的になるという必然性は必ずしもないのだけれども、日本では難しいというふうに我々は考えてきたのですが。

○香取課長 税を使うと選別的になるというのは、やはり選別的になるのです。なぜかというと、

個別に権利として給付をするということは、給付の内容と範囲を利用者が決めることができるということなのです。それを、自分がコミットしない財源でできるという構成は、やはりとれないのです。

北欧の自治体は自治体ではない、北欧の自治体というのは、要するに生活協同組合が行政事務をやっているようなものですから。つまり彼らは、住民ではなくて、地域のいわばコミュニティの組合員なのです。北欧の自治体が、何で自分でサービスを出しているかという、農協が自分で銀行をやったり、スーパーをやったりするのと同じ感覚でやっているわけで、自分たちの事業としてやっているという感覚なのです。ああいう形の構成が、例えば日本の基礎自治体についてとれるのであれば、つまり住民税というのはそういうものだ、いわば組合費だと。組合費で、組合員の福利厚生のために事業をやっている、その事業が小学校であったり中学校であったり、デイサービス・センターであったりするのだと。自分たちでどう事業をやるかということについて、組合員の代議員会があって、その代議員会の代わりが町議会なのだということであればそれでもいいのですが。

○山崎教授 日本の基礎自治体はそうではないということですね。

○香取課長 そうはなっていない。つまり、団体自治は実現されているが、住民自治は実現されていない。伝統的な地方自治のロジックからすれば、ある部分が残念ながら欠落しているので、そこがないとおそらく無理ですね。今は国民健康保険は市町村の直営ですが、歴史的には、いちばん最初の国民健康保険というのは、実体は市町村ですが、わざわざ市町村の中に、市町村の国保の住民を組合員とする普通国保組合を作らせて国保を作っているのです。

厳密に言えば、本当は国保の被保険者でない人も選挙権を持って選んでいる議会で、国保の保険料を決める条例を作るというのは、本当はおかしいです。国保の被保険者の集団が選んだ代議員会というか、議会で本来は決定すべきなのです。そういうものとして自治体をイメージできるのだしたら、別に住民税でやるのでもいいと思います。その場合は、税源は住民税です。市町村民税でやる。それで、国庫負担を半分付けるなら付けてやればいいわけです。そういうイメージです。

○山崎教授 最近、九州地方の知事会に山口県知事も加わって、「育児費用の社会的支援に関する研究会」を始めました。佐賀県の古川知事が事務局で、厚生労働省にもご挨拶にいらっしゃったということなのですが、育児保険のようなものを国として実施してほしい。国がやらないのだったら九州と山口だけでやりたい。その場合の地方の独自財源としては住民税の均等割の引き上げを考えているようですが、住民税の均等割というのは、私は全く気がつかなかったのです。自治サイドで考えれば正しい考え方ですね。

○香取課長 非常に正しいと思います。住民税というのは、本来そういうもので、だから住民税は

均等割なのです。国税には均等割というのはない。住民税というのは、住民であるということが1つのステータスですから。組合の一員であるということから均等割というのはいくつ出てくる。あとは能力割で、「お前の所は車2台だから2万円出せ」という世界ですから。均等割があるというところに、地方自治の本質があると私は思います。

○山崎教授 児童手当を志向する公明党。もう少し知恵があれば、おそらく現物給付も含めた総合的な子育て支援施策を考えたであろうけれども、そこまで知恵が回らなかったというお話がありましたが、今回の総選挙のマニフェストで、まさに育児保険を提唱しておられるのですが、この辺の動きはいかがですか。

○香取課長 この話をずっとやっていると、そうなると思います。いまの保育をどうするかと考えていっても、やはり育児保険というところに行き着いていくのだと思います。次世代育成支援対策推進法は、本当はそれを考えていたはずなのですが、年金財源がどうこうと、国でやるみたいな話になるものですからあんなふうになってしまったのだと思いますが、本来はそういう議論だったわけですね。

○山崎教授 ついでにちょっと踏み込んだご意見を伺いたいのですが、仮に拠出制のようなものをとるときに、「既存の社会保険のシステムを活用して」という言い方を我々は随所でしていますが、医療保険もあり、介護保険もあり、年金保険もあるわけで、介護保険の場合は、今の40歳以上ではもちろん不十分なのですが、この対象を広げていく過程で介護保険に上乗せするというのも考えられますか、無理でしょうか。

○香取課長 介護保険に乗せるのは無理ですね。

○山崎教授 ただ、基礎自治体を単位にしているということでは、介護保険がいちばん育児保険のイメージに合うのです。

○香取課長 介護保険にはいずれは障害が乗ることになるでしょう。介護保険をそれこそ福祉保険にしてしまうのなら、それはそれでいいと思いますが。

○山崎教授 そういう発展をする可能性もあるのではないかと思います。

○香取課長 そこまでやるのなら乗るかもしれません。

○山崎教授 地域総合福祉保険のようなもの。

○香取課長 障害も乗せません、何も乗せませんというなら、そうなるかもしれませんね。そこまでやるのなら、乗せてもいいと思います。しかし、今の議論だと、この間の次世代育成支援の議論もそうですが、制度的な整合性とか政策効果との連関性からいくと、やはり年金ということになるでしょう。特に、子供が増えないと年金が困るから、年金制度も金を出せとなって、多少年金の金をも

らってみたいなことを考えると、年金に乗せるということになる。しかし、年金制度というのは、本質的にユニバーサルな制度ですから、保険者は1つですね。

年金に乗せるのは、確かに説明はしやすいですが、スキーム論的に考えると、年金でとった金を交付金化して配るということになりますから、非常に自己完結性がないというか、つまり自治体は自分で責任を持たない制度ですから。結論から言うと、年金でやるのは早道かもしれませんが、やめたほうがいい。年金の保健福祉事業のような格好で、児童の政策をやるというのは、そもそも児童手当も年金に乗せていますから、ある意味でそれは1つの考え方かもしれませんが、私はやめたほうがいいと思っています。やるのだったら、むしろ住民税に乗せてとるといようなことを言っていったほうが早い。

もう1つは、この議論をしているときと今とで、決定的に違ってきたのは、やはり三位一体の議論があって、そもそも福祉全体として補助金で自治体行政を行う、福祉行政を補助金で自治体でやってもらうという構成自体が、おそらくもたなくなってくる。介護は、もう保険化をして、補助金行政からは抜け出ていますからいいわけですが、今のままで三位一体で、補助金がどんどんなくなっていったら、一般財源化していくとなっていくと、おそらく今の福祉行政は、全部崩壊します。措置費だって崩壊する。今回、ついに保育所は一般財源化されましたが、今度は公立だけだからいいと言えいいようなものですが、それが一般財源化される。今度は公立で、民間はまた改めて、と言っていますが、あんなものは3年経ったらどうなるか分からない。そもそも保育所の補助金そのものは一般財源化される。一般財源化されて、あとは何も残らなければ何が起こるかということ、結局、自治体の一般財源でやるということになる。

○山崎教授 行き着く先はね。いちばん厚労省が行きたくないところに行き着く。

○香取課長 行きたくないと言っても、ついにやってしまったではないですか。保育でさえ、倒れたのですから。

○山崎教授 私立保育園に対しても、いずれはそうなる。

○香取課長 なるでしょうね。本来から言えば、ああなる前に、要するに一般財源化するか社会保険化するか、あとは一括の交付金化するかなのです。その3つしかルートはない。一括交付金化するというのは、対自治体との関係で言えば、地域保険化することと同じことですから、先ほどの各自治体に均等割何ば乗せて、それで例えば子育て事業をやらせて、これに2分の1の交付金を付けると考えれば。

○山崎教授 その交付金は、どこから出るのですか。

○香取課長 一般財源から。だから一般財源化しては駄目なのですよ。

○山崎教授 厚労省は関与できなくなりますよね。

○香取課長 別にいい。関与する必要はないですよ。

○山崎教授 なるほど。もういつでも手放しますか。

○香取課長 だって必要ないじゃないですか。

○山崎教授 そう割り切ればそうですね。

○香取課長 交付金化してしまえばいいのだから。そもそも補助金でコントロールすると考えるから無理で、例えば介護保険でもそうですが、介護保険の基盤整備は何でコントロールしているかという、実は国でコントロールしているのではない、実はあれは介護保険事業計画で各自治体がコントロールしている。私たちも事業計画を見ているわけです。事業計画とはどういうものかという、個々の事業に対する箇所付けで出来上がっているのではなく、3年間なら3年間で、どういうそれぞれのパッケージのサービスを提供するか、事業を作るかということが決まっていて、これを執行することに対して個別に補助金を付けているだけですから。

あれは、向こう3年間でこれだけの整備をいたしますということに対して一括で交付金を出す。あとは計画の達成度で評価をするということにしてしまえば、いくらでも評価はできる。あるいは、やるべきことを自治体にやってもらうということをサポートすることはできるのです。すでに公共事業は、その道を歩んでいるわけです。まちづくり総合整備事業とか、今度やるまちづくり交付金制度は、完全にそれでしょう。中心市街地もそうですね。中心市街地活性化で、市町村がマスタープランを作って、向こう5年間でこういうまちをつくりますと。道路をつくって、商業施設をつくって、学校、病院、駅をつくってこうやってと、総事業料が600億ですと。

その総事業に対して、それぞれ整備目標、病院であれば何床の病院を、商店街は集客力何人の商店街をつくります。目標は集客力何人であるとか、商業地の売場面積とか、いろいろあるのですが、そういう数量目標の政策を立てておいて、パッケージで計画を立てる。それに対して、本当だったら道路の整備でいくら、これをつくっていくら、商業地でいくら、カラー舗装をしていくらと付けるものを、全部団子にして、一括で何百億、向こう3年間で200億とポンと投げて、あとは自治体にやらせるというものです。公共事業を完全に一本で、自由に流す。すでに世の中の流れはそうなっているわけですよ。

○山崎教授 細かいことですが、いまのまちづくり一括交付金は、どこから出ているのですか。

○香取課長 建設省です。建設から出ているけれど、建設省はそのお金でデイサービス・センターをつくっても文句は言わない。それは、その計画の中に入っていればかまわないというのです。要するに、自治体がそれに使うというのなら付けますと。「うちがあげた200億の中で、あなたがそ

れに使うというのなら」と。

○山崎教授 子育て支援事業に対して、一括して厚労省が補助金を出せばいいわけですね。

○香取課長 それは、彼らが向こう何年間で、例えば保育所を何か所つくって、児童館を何か所つくって、どれだけのサービスを提供しますという計画を出す。これだけのことをやるのに、例えば60億だと、では30億付けましょうということになり、あとは達成度評価ということになる。それは、ですからそれは、NPM、ニュー・パブリック・マネージメントにしましょうと。基本的には、計画行政と交付金という手法でやっていかないと、どう考えても、今後はそういう流れでないと駄目なのです。

○山崎教授 介護保険も、事実上はそういう方向を向いていますね。

○香取課長 いま事実上そうなっています。政策評価のプログラム、今度東京都が入力しますから、全入力のデータができますね、これを使って、個別に達成度評価ができるようになるわけです。そうすると、市町村ごとに事業計画に対する達成度、あるいは市町村の介護ニーズに対する事業計画の到達度が全部出ますから、それぞれ市町村ごとに、何が足りないか、何ができているかが全部見える。そうすれば、足りない部分についてどういう計画を作るか、その計画に見合っ一括交付で補助金を流していく。いまのように、特養を1つつくっていくらとか、デイサービスをいくらということではなくなる。

○山崎教授 そのほうがいいですね。ユニークなまちづくりができる。そのように考えると、あとは拠出制というところの拠出は、社会保険システムに乗せるばかりではなく、住民税の均等割に上乗せしても同じことだということですね。

○香取課長 同じことですね。

○山崎教授 事業計画全体を国がサポートする、という形で関与すればいいということですね。非常にきれいですね。

○香取課長 そういうことです。平成11年の段階と、今の段階とのいちばん決定的な違いは、まさに小泉改革が、自治体の合併という形で、自治体の規模が大きくなる。さまざまな行政手法の中に、いわゆる政策評価という概念が入ってきて、明確な目標を立てた計画と、その計画の達成に対する評価、そのプロセス全体について、実施主体である自治体が責任を持ち、それを結果において評価するというパブリック・マネージメントの手法が確立していったって、かつ補助金を基本的にはなくしていったり、税移譲をしていく中で、自治体が自分の責任で計画的に行政を行っていく。さっきのNPMを具体の自治体の施策の中で担保する手法としての、そういう計画行政の手法が確立してきた。要するに、ソフトとハードをパッケージでやるという行政です。

これは基本的には、中心市街地にみられるように、公共事業系の役所が全部そういう頭の切り替えをしていったわけですね。そういう意味で言うと、うちの役所は遅れている。一生懸命、老人福祉計画とか何とか言ってきたというのは、要するに、福祉の世界に計画行政を入れたかったのでしょう。それはある面でうまくいっているわけです。しかし、計画を実施するための財源措置は、相変わらず個別のものにお金を付けていくというところから抜け出ていない。本当に自治体に責任を持たせる、自治体の計画に実現性を持たせ、結果について住民が評価できるようにするためには、一貫通貫に責任を持つ。透明性の高いプロセスの中で、目標と成果を評価ができるような形にする。金を出す側としては、交付金というのは渡し切りになるわけですから、何に使ったか分からない、結果がどうなったか分からないでは出せない、目標と結果を明確に評価するプロセスの中で金を出す。そういう一括型の補助金制度にする。

評価ができないから一括化できない。一括でこないからトータルな事業ができない。そこをグルグル回っていた。そこをガーンと切ったのが小泉改革ですから。

○山崎教授　すごい競争原理が入ってきますね。

○香取課長　競争というか、別にこのまちとこのまちが競争するということはないわけで。

○山崎教授　要するに、ちゃんとした計画でないとサポートしてくれない。

○香取課長　良い計画をちゃんと作れば、良い結果が出る。逆に、自分ができる範囲内の計画を作るということでもあるわけです。できもしないリゾート開発をするとは言わなくなってくる。

○山崎教授　できる範囲で、工夫をこらしてやるということですか。

○香取課長　それでもいいということです。今の補助金制度のいちばん駄目なのは、評価できないからでしょう。金を出す者と実施主体が別で、かつ評価する者がいないという世界ですから。誰も最後に責任をとらない。

○山崎教授　児童手当法の改正そのものは、制度論としてはあまり意味のない改正だとおっしゃったのですが、将来に向かってはずいぶん参考になるご意見を聞かせていただきました。

○香取課長　今の少子化対策室の議論をみていると、年金とリンクさせるという意識がものすごく強い。そうすると、最後にお金はどこからとろうかとか、スキームをどうするかということになると、年金とリンクさせるという考えになる。次世代支援と、あとは奨学金です。それはそれでいいのですが、それは結局国の制度になるわけです。そうすると、基本的に自治体単位では非常にしにくくなる。そこをどうするかということを考えないと、今回もそうですが、法案でああやってやりましたが、具体の形になっていくと。要するに、国でやるという方向でベクトルが働くのか、自治体で展開するというのでベクトルが働くのかで、後先みたいになって、今回もそれで宙に浮いてし

まっている。そこは、もうちょっと・・・。

○山崎教授 年金からアプローするというのは、非常に画一的な、パターンリスティックな仕組みになるかなと思うのです。

○香取課長 年金制度側もうかなり詰まっていますから、だんだん打つ手がなくなっていますので、年金側から何か新機軸を出さなければいけないし、確かに少子化というのが、年金制度の最大の不安定化要因ですから。年金制度にとっては自分の問題だと考えれば、年金制度が制度的にも財源的にも、少子化対策に大幅にコミットするというのは、年金官僚としては極めて正しいというか、誰が考えてもそうなるということですが。ただ、年金官僚という立場を離れて考えると、年金が壊れると全部壊れるから確かにそうなのだけれども、しかしそれではちょっと、その次が回らないということになるような気がするのです。

○山崎教授 コミュニティをベースにしたということになりますと、介護保険と同じように地域別に拠出金が違っていいんですよね。

○香取課長 そう私も思います。

○山崎教授 年金では、おそらくそれができない。それがいちばんの致命傷だと思うのです。

○香取課長 まだそれでも、国民年金を市町村にとらせておけば、市町村が国民年金の保険料をとるときに、それにリンクさせてとるということもできるのですが。

○山崎教授 自治体別にね。それを市町村から保険料の徴収事務を引き揚げたから。

○香取課長 そう、あれは個人的にはあまり賛成できない改革ですね。個々の自営業者から負担をとるということに関しての実力というか、実務能力ということから言えば、社会保険事務所と市町村では、もう大人と子供ですからね。それをやめてしまう手はないと私はずっと思っているのですが、やってしまったものはもうしようがないですね。

○山崎教授 どうもありがとうございました。今日は、今までモヤモヤしていたものが、すっきりし本当によく分かりました。